

令和8年9月30日

和歌山県白浜町「宿泊税」の新設

和歌山県白浜町から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される白浜町宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	和歌山県白浜町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	白浜町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税收の使途	全国有数の国際観光地「白浜」を目指し、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるとともに、住民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・1万円未満 200円 ・1万円以上2万円未満 300円 ・2万円以上5万円未満 500円 ・5万円以上 1,000円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約6.5億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・年齢12歳未満の者 ・地震等の災害が発生した場合における被災者
徴税費用見込額	（平年度）約1,050万円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途（その後は5年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和8年 6月16日 白浜町議会にて条例案可決
- ・令和8年 6月16日 総務大臣協議
- ・令和8年 9月30日 総務大臣同意
- ・令和9年 3月 1日 条例施行（予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：小西課長補佐、立川係長、大原、有村
電話：03-5253-5658
Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。